

平成25年度 第2回 役員会議事要旨

日 時 平成25年4月24日（水） 10時29分～11時11分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，緒方理事

欠席者 なし

陪席者 川上監事，向井監事，後藤学長室長

【 審議事項 】

(1) 国立大学法人佐賀大学広報戦略会議規則の一部改正について

学長から，本件は，広報戦略会議の構成員に全学教育機構の専任教員及び総務部情報管理課長を加えること並びに文言整備に伴い所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで，総務課長から，広報戦略会議に全学教育機構の意見を反映させるとともに，当該機構も本法人の最新の広報戦略について理解を深めることのできる組織構成とすること及び本法人の広報戦略を踏まえて，公式ホームページのシステム管理を適切に行うことができる組織構成とすること，国立大学法人佐賀大学基本規則の用例に合わせるため，「本学」を「本法人」と改める文言の整備及び平成25年2月28日開催の広報戦略会議で審議了承された旨の説明があり，審議の結果了承された。

(2) 国立大学法人佐賀大学招へい教育職員に関する規程の一部改正について

学長から，本件は，労働契約法の改正による有期雇用職員制度の見直し（無期労働契約への転換制度導入）に対応することに伴い，所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで，岩本理事から，平成25年3月27日に役員会で決定した「労働契約法改正に伴う有期雇用職員（任期付教員，契約職員，臨時職員）制度の見直し方針」で，雇用期間の限度が5年以内とされたことに伴い，招へい教育職員の雇用期間の見直しを行う旨の概要説明及び人事課長から規程改正案の説明並びに平成25年4月11日開催の人事制度委員会で審議了承された旨の説明があり，審議の結果了承された。

(3) 国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の取扱いに関

する規程の制定について

学長から、本件は、本法人における有期労働契約の契約期間について、必要な事項を定めるため、本規程を制定するものである旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、平成25年3月27日に役員会で決定した「労働契約法改正に伴う有期雇用職員（任期付教員、契約職員、臨時職員）制度の見直し方針」を踏まえ、本学に雇用する全ての有期雇用職員に適用するものとして新規に制定するものである旨の概要説明及び人事課長から規程内容の説明並びに平成25年4月11日開催の人事制度委員会で審議了承された旨の説明があり、審議の結果了承された。

(4) 国立大学法人佐賀大学施設マネジメント委員会規則の一部改正について

学長から、本件は、施設マネジメント委員会の委員に全学教育機構長を加えること及び文言整備に伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、企画管理課長から、平成25年4月1日から全学教育機構が本格的に業務を開始したことに伴い、施設マネジメント委員会の委員に全学教育機構長を加えること、国立大学法人佐賀大学基本規則の用例に合わせるため、「本学」を「本法人」と改めること、その他文言の整備及び平成25年3月15日開催の施設マネジメント委員会で審議了承された旨の説明があり、審議の結果了承された。

(5) 会計監査人候補者の選考結果及び選定について

学長から、本件は、本学会計監査人候補者選考会議規程に基づく、会計監査人候補者選考会議の選考結果により、平成25年度から平成27年度までの3か年の会計監査人候補者の選定等を行うとともに、文部科学大臣宛てに提出する平成25年度の会計監査人候補者名簿の推薦順位について決定するものである旨の説明があった。

次いで、岩本理事から選考経過等の概要説明及び監査室長から内容の説明として①3監査法人から応募があったこと、②選考結果上位からの順位、③選考結果の上位からの順位で平成25年度の会計監査人候補者として「候補者名簿」を文部科学大臣宛てに提出すること、④2年目と3年目の継続については前年度の監査実績等を評価の上で継続確認とすること等の説明があり、審議の結果了承された。

(6) その他

特になし。

【 協議事項 】

(1) 平成16事業年度財務諸表における収益の過大計上の処理について

学長から、本件は、平成16事業年度に過大計上した附属病院収益について、平成17事業年度決算において「前期損益修正損（臨時損失）」により修正した結果、「当期総利益」が現金残高を下回ったことにより、「当期総利益＝目的積立金」となり、現金残が発生したが、その全額が附属病院に起因するものであり、平成25年度に附属病院において病院再整備のため有効活用することを協議するものである旨の説明があった。

次いで、財務部長から、医学部附属病院からの連絡の経緯、文部科学省国立大学法人支援課へ確認し、執行について消耗品や人権費ではなく固定資産等の取得に使用することが望ましい旨の指導があったこと、あわせて監査法人へも確認済みである旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会（持ち回り審議）及び同経営協議会後の役員会で審議することとなった。

【 その他 】

特になし。

以 上